

岐阜県公報

第二千六百九十三号
平成二十七年十月二十七日

(火曜日)

目次

告 示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 七三二^{ページ}
- 道路の供用開始 (同) 七三一
- 河川整備計画の公表 (河川課) 七三二
- 土砂災害警戒区域の指定解除 (砂防課) 七三二
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 七三二
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 七三二
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業・金融課) 七三三
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (同) 七三三

告 示

岐阜県告示第六百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
県道	金山線 上之保	関市上之保字田尻洞一六 八七〇番三地从先から 同市同 字同 一六 八四四番一地从先まで	前	五・二 二・七	三・四・七	
			後	一〇・一 三・〇	三・四・七	

岐阜県告示第六百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路

維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
上野線	美濃市大字御手洗字神戸一五番一地从先から	同市大字同字高平一八七番一地从先まで	四六〇〇	平成二七・〇・二七	平成三二・一・一 平成三六・七・二五

岐阜県告示第六百二十八号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第一項の規定により牧田川圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により告示する。

なお、当該河川整備計画は、岐阜県県土整備部河川課 岐阜県大垣土木事務所及び岐阜県揖斐土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百二十九号

土砂災害警戒区域の指定(平成二十五年岐阜県告示第二百二十六号)のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年十月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
喜多	多治見市喜多町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年十月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
喜多	多治見市喜多町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十五年岐阜県告示第二百二十八号)のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年十月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
喜多	多治見市喜多町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十七年十月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十七年十月十六日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社オークワ
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称)スーパーセンターオークワ瑞浪稲津店

- 瑞浪市稲津町小里一二七五 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十八年六月十七日
- 五 店舗面積
六、一八一平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
三六一台
- 七 荷さばき施設の面積
三二〇平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年十月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十七年十月十五日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社カインズ
- 三 建物の名称及び所在地
カインズホーム可児店
- 四 変更しようとする事項
可児市瀬田八二四番 外

駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 建物南西側 五 台
(変更後) 駐車場北西側 五 台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 出入口五箇所
(変更後) 出入口六箇所

平成二十七年十月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社